

奈良県告示第百五十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として平成二十九年十二月奈良県告示第二百八十四号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

令和七年七月十五日

奈良県知事 山下 真

土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域			縦覧場所
区域の名称	区域	区域の名称	区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十三年政令第八十四号）第四条に規定する衝撃に関する事項	
下北山村上 桑原（〇〇 五）急傾斜 地崩壊警戒 区域	次の平面図 のとおり	下北山村上 桑原（〇〇 五）急傾斜 地崩壊特別 警戒区域	次の平面図 のとおり	次の平面図の とおり	奈良県吉野 土木事務所 及び下北山 村役場総務 課
下北山村上	次の平面図	下北山村上	次の平面図	次の平面図の	奈良県吉野

桑原（〇〇 六一一）急 傾斜地崩壊 警戒区域	のとおり	桑原（〇〇 六一一）急 傾斜地崩壊 特別警戒区 域	のとおり	とおり	土木事務所 及び下北山 村役場総務 課
下北山村上 桑原（〇〇 六一三）急 傾斜地崩壊 警戒区域	次の平面図 のとおり	下北山村上 桑原（〇〇 六一三）急 傾斜地崩壊 特別警戒区 域	次の平面図 のとおり	次の平面図の とおり	奈良県吉野 土木事務所 及び下北山 村役場総務 課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。